

## 令和7年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会 議事録

### 1 挨拶

#### 【宮崎生活衛生課長】

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会の事務局を担当しております、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長の宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。以降の進行につきましては、着座にて失礼させていただきます。

それでは、神奈川県健康医療局生活衛生部長の大島から一言挨拶を申し上げます。

#### 【大島生活衛生部長】

改めまして、おはようございます。神奈川県健康医療局生活衛生部長の大島でございます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、御出席いただきありがとうございます。また、皆様には、日ごろから本県の県政の推進に、御理解と御協力を賜っており、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、公衆浴場、いわゆる銭湯は、県民の皆様に入浴の機会を提供し、地域の公衆衛生の向上に寄与するとともに、住民同士や家族のふれあいの場として大変重要な役割を担っていただいているところでございます。

本県では今年の3月1日に、大人の入浴料金を530円から550円に引き上げたところでございますけれども、物価や人件費の高騰は依然として経営状態を圧迫し続けており、現状の入浴料金では経営を維持することは厳しい状況であると伺っております。

平成元年4月に600軒余りあった公衆浴場は年々減少を続け、昨年度中にも3軒の浴場が諸般の御事情により、おやめになっており、本年4月時点で109軒となっているのが現状でございます。

一方、こうした状況にあっても、地域コミュニティの核として、近隣小学生の入浴体験や、新聞社とタイアップしたスタンプラリーの企画等、古くからの常連の方々だけでなく、新規顧客を取り込むための企画を精力的に実施されているということも承知しております。

本日は、限られた時間ではございますが、本県の公衆浴場の現状を踏まえていただき、入浴料金等について御協議いただくようお願い申し上げます。

### 2 委員紹介

#### 【宮崎生活衛生課長】

本年度委員の改選がございましたので、僭越ではございますが、私から委員の皆様を御紹介させていただきます。

私から向かって右側の方から、お座りのお席の順に御紹介いたします。

横浜市医療局健康安全部監視等担当部長の牛頭文雄委員でございます。

神奈川県消費者団体連絡会幹事の清水百合子委員でございます。

神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長の中牟田好江委員でございます。

神奈川県議会議員の原聰祐委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の梅沢裕之委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の嶋村ただし委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の杉山信雄委員でございます。

横浜市立大学の張櫻馨委員でございます。

弁護士の田中誠委員でございます。

神奈川県議会議員の松本清委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の平野みぎわ委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の木佐木忠晶委員でございます。

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の安田信篤委員でございます。

同じく神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長の森田守委員でございます。

川崎市健康福祉局保健所副所長の小泉祐子委員でございます。

なお当協議会の委員の任期は令和9年5月31日までになります。よろしくお願ひいたします。

御紹介は以上でございます。

続きまして、本協議会の趣旨につきまして、私から簡単に御説明させていただきます。

公衆浴場の入浴料金は、昭和21年に施行された物価統制令に基づき、知事がその上限を決めることとされていますが、その決定に当たっては適正を期す趣旨から、昭和38年の厚生省環境衛生局長通知により、学識経験者、利用者代表、営業者代表の方々で構成する協議会等を設置して、あらかじめ、十分に意見を聞くこととされています。

本協議会は、このような趣旨により委員の皆様の御意見をお聞きする場として、開催させていただくものでございます。

本日取りまとめられた意見を受けまして、後日、知事が料金を改定する決定をした場合は、最高統制額を指定し、告示を行うこととなっております。

次に、協議会の開催にあたり本日の出欠状況を御報告いたします。

本日は委員15名全員の御出席をいただいておりますので、設置要綱第6条の規定に基づき、本協議会は有効に成立しております。

### 3 会長及び副会長の選出

#### 【宮崎生活衛生課長】

続きまして、「会長、副会長の選出について」でございます。

協議会資料28ページの本協議会設置要綱をお開きください。

第3条に「協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。」と規定されております。

会長、副会長の選出につきまして、御意見はございますでしょうか。

**【安田委員】**

横浜市立大学の張先生にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【宮崎生活衛生課長】**

ただいま安田委員より、張委員に会長をお願いしてはどうかとの意見が出されましたか、いかがでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし

**【宮崎生活衛生課長】**

それでは、本協議会の会長は張委員にお願いすることといたします。続きまして、副会長の選出をお願いします。

**【張会長】**

はい。田中委員に副会長をお願いしたいと思います。

**【宮崎生活衛生課長】**

ただいま張委員より、田中委員に副会長をお願いしてはどうかとの意見が出されましたか、いかがでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし

**【宮崎生活衛生課長】**

それでは、本協議会の副会長は田中委員にお願いすることといたします。張委員、田中委員、どうぞ会長席、副会長席へお移りください。

ここからの進行につきましては、張会長にお願いいたします。会長よろしくお願ひします。

**【張会長】**

会長を務めさせていただきます、張です。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本日は傍聴人がいらっしゃるようで、会議の公開についてお諮りいたします。当協議会は、従来どおり会議を公開としてよいでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし

**【張会長】**

傍聴人を入室させてください。お願いします。

傍聴される方に申し上げます。会議の円滑な運営を図るため必要に応じて、指示をする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

次に本日の協議会の会議録の公開方法につきましてお諮りしたいと思いますので、事務局より御説明をお願いいたします。

**【事務局（環境衛生G L）】**

神奈川県生活衛生課の石岡と申します。着座にて説明させていただきます。

それでは御説明させていただきます。本件の基本的な考え方として、会議録は発言者や発言内容を省略せずに公開することとなっておりますので、本日の会議録につきましては、発言者名及び発言内容を省略せずに、県のホームページで公開したいと考えております。

なお、発言内容につきましては、ホームページに掲載するにあたり、内容は変更せず、文末等の表現等について、一部修正を行うことがありますので、御了承ください。

**【張会長】**

ただいま事務局より説明がありましたが、本日の会議について発言者や発言内容を省略せずに、会議録を県のホームページにて公開することとしてよろしいでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし

**【張会長】**

ありがとうございます。それでは、そのように御対応願います。

これより、令和7年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を開会いたします。限られた時間ですので、議事進行に御協力をお願いします。

**4 議題（1）「神奈川県公衆浴場入浴料金の統制額について」**

**【張会長】**

それでは、議題（1）の神奈川県公衆浴場入浴料金の統制額について御協議いただきたいと思います。

まず、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合から本協議会の開催要望書が提出されておりますので、事務局からそのポイントを説明してください。

**【事務局】**

神奈川県生活衛生課の川原と申します。本日はよろしくお願ひいたします。着座にて失礼させていただきます。

事前に皆様にお送りしておりますこちらの協議会資料ですが、本日お忘れの方がいらっしゃいましたら予備がございますが、よろしいでしょうか。

協議会資料の1ページをめくっていただきまして、要望が記載されております。

ただいま張会長から御説明がありました、開催要望の要点について説明させていただきます。この要望書では、「依然として上がり続ける光熱費、物価、人件費の高騰により経営は非常に厳しいものになっていることから、料金改定はやむをえないとの意見が大勢を占めている」とのことです。

つきましては、今年度の公衆浴場入浴料金等協議会の開催を要望するにあたり、入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとする諸問題についても御討議いただきたいとの趣旨でございます。以上です。

### 【張会長】

要望に関しては、神奈川県公衆浴場組合の方から、補足で説明しておくことがありましたらお願ひします。

### 【安田委員】

はい。神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の安田でございます。

公衆浴場は、地域支援事業にも積極的に取り組んでおり、お手元の資料をみていただければわかるとおり、多様な取り組みを通じて地域住民にも健康促進や交流の場の提供に貢献しております。

特に私たちの公衆浴場は地域のコミュニティの場の中心として役割を果たしており、日々多くの住人が利用しております。入浴法を通じて得られるリフレッシュや健康促進は地域社会の活性化にも寄与しています。しかし現状においては、光熱費や物価、人件費の高騰により経営が非常に厳しいものになっております。

このような状況下で、当組合として、今年度の入浴料金について検討を重ねてきました。公衆浴場の経営が一層厳しさを増す現状を鑑みると、令和7年3月に統制額の改定があったところではありますが、料金改定はやむを得ないとの意見が大勢を占めております。

そこで、神奈川県の浴場として入浴料金の大人料金を570円、中人料金を250円、小人料金を130円という額に希望しているところです。以上です。

### 【張会長】

続きまして、事務局から資料に基づき、統制額に関する説明をお願いします。

### 【事務局】

お手元の資料の3ページを御覧ください。

公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について御説明させていただきます。

「(1) の公衆浴場経営実態調査の概要」でございますが、昭和38年の厚生省環境衛生局

長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しているものです。

今年も4月に中小企業診断士に委託をし、県下22の公衆浴場について実態調査を行いました。

その調査結果に基づき、「(2)の入浴料金原価計算書」の「令和6年実績」欄に1施設におけるひと月あたりの平均額を記載しております。

「令和6年実績」の最下欄に過不足額を記載しておりますが、これは、厚生労働省から示されている、公共料金の算出方法であります「総括原価方式」によって算出しており、収入合計が1,746,574円、支出合計が1,823,460円でしたので、月額平均76,886円の不足、いわゆる赤字となっております。

続きまして、右隣の「令和7年推計」は、令和6年の実績を基礎に、いくつかの変動要素を加味して推計したものでございます。

まず、令和7年の収入の推計から御説明します。1の入浴料金収入は令和6年と同額としました。

2の付帯事業収入は、牛乳などの飲物やシャンプーなどの関連物品の販売収入で、3の営業外収入は、家賃や駐車場収入、コインランドリー、マッサージ機使用料などです。付帯事業収入、営業外収入のいずれも、令和7年の推計額は令和6年の実績額と同額としました。

4の補助金につきましては、県・市を合わせた本年度補助金予算額を前年度予算額と比較して得た割合である99.1%を適用し、令和7年の推計額としました。

以上のことから、令和7年の収入合計額を月額平均1,745,368円と推計しました。

次に令和7年の経費の推計について御説明します。

5の人件費の推計ですが、令和7年度政府経済見通しの主要経済指標から「雇用者報酬」の増減率である2.8%増を適用し、令和7年の推計額としました。

次に7の燃料費ですが、指標として、原油及び天然ガスの値動きを参考としております。

次の5ページを御覧ください。

この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移になります。

原油価格について、左から4列目の円に換算した原油円価を御覧ください。令和6年6月の原油円価86,628円/k1と比較すると、令和7年6月では63,702円/k1になり、令和6年6月を100とすると令和7年6月は26.5%減となっています。

天然ガスについては、令和6年6月は93,078円/トンですが、令和7年6月では85,449円/トンになり、令和6年6月を100とすると令和7年6月は8.2%の減となっています。

5ページの下の表にありますように、実態調査の結果、県内の公衆浴場の1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、78.4%となっています。

令和7年の燃料費の推定係数を求めるに当たっては、先ほど御説明した原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、その結果、令和7年の推定燃料費は、昨年価格の87.8%と算出しました。

また3ページにお戻りください。8の光熱費、9の備品消耗品費、14の修繕費、21の雑費

ですが、令和7年政府経済見通しの「消費者物価指数・変化率」の予測値2.0%を適用し、令和7年の推計額としました。

10の旅費交通費、11の会費及び交際費、12の保険料、13の賃借料、15の厚生費から20の特別損失まで、それと資本報酬については令和6年の実績額と同額を計上しております。

なお、資本報酬とは、国の通知により、自己資本の10%（個人経営にあっては、10万円）を一律に計上することとされています。

これら推計に基づき、令和7年月額平均の収入合計から支出合計を差し引いたところ74,805円の赤字となる計算になります。

続きまして7ページをお開きください。こちらの「参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態」は、燃料にガスを使っている組合員の中から、調査に御協力をいただけた公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果となります。これまで調査にご協力いただいた3軒の浴場のうち1軒が令和6年に廃業となりましたので、今回は2軒で算出しております。

続きまして9ページを御覧ください。こちらは、公衆浴場入浴料金算出方法でございます。

(1)の令和7年推計不足額は、先ほど説明しましたとおり、74,805円でございます。(2)は、(1)の推計不足額を解消するための、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものとなります。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですので、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定したところ、1営業日あたり2,877円の収入額の増加が必要あることになります。

(3)は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数でございます。

より実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である1,161,124円と、令和7年4月5日から11日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入との比率から、1日あたりの入浴者数を大人が80.2人、中人が2.1人、小人1.0人と推計しました。

次に11ページを御覧ください。入浴料金改定額の試算表を載せております。

今回は、神奈川県公衆浴場組合からも要望がありましたとおり、大人料金、中人料金、小人料金すべてを値上げした試算をしています。

試算表について簡単に御説明いたします。左側から「現行料金」、「改定案①」、「改定案②」、「改定案③」、参考として「収支均衡させるための改定」を記載し、それぞれの1営業日ごとの入浴料金収入の合計額、料金改定による収支改善額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に予想される効果と問題点をそれぞれに記載しております。

なお、入浴者数は、先ほど御説明しました推計の入浴者数を採用しております。

改定案①から③の順に、大人料金は10円、20円、30円ずつ値上げして試算しています。中人料金と小人料金はともに、10円、30円、50円ずつ値上げして試算しています。

改定案①は、大人料金は560円・値上げ率は1.82%、中人料金は230円・値上げ率は4.55%、小人料金は110円・値上げ率は10%です。

改定案②は、大人料金は570円・値上げ率は3.64%、中人料金は250円・値上げ率は13.64%、

小人料金は 130 円・値上げ率は 30% です。

改定案③は、大人料金は 580 円・値上げ率は 5.45%、中人料金は 270 円・値上げ率は 22.73%、小人料金は 150 円・値上げ率は 50% です。

改定案①～③とも、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。

最後は収支均衡させるための改定で、その場合、大人料金は 40 円の引き上げで 590 円、中人料金及び小人料金は据え置きとなります。この場合、1 日あたり 3,208 円の収入増加となり、不足額をまかぬ事が可能となります。大人料金の値上げ率は 7.27% となります。

次に、13 ページを御覧ください。

こちらは、令和 7 年 4 月 5 日から 11 日までの一週間、公衆浴場の方々の御協力をいただき、入浴者数の詳細な調査を実施したものです。

15 ページを御覧ください。その内訳をわかりやすくグラフに示しました。この結果によりますと、男女別では、男性客が 65.3%、女性客が 34.7%。国籍別では、日本人が 99.3%、また、固定・新規の別では、固定客が 77.7%、一見客が 22.3% となっております。

続いて 17 ページを御覧ください。

こちらは、県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたもので、最下欄の計を御覧いただきますと、令和 7 年 4 月 1 日現在の施設数は 109 軒で、昨年同期と比べると 3 軒が廃業しております。

19 ページを御覧ください。

本県における公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移を一覧にしたものとなります。

現在の入浴料金は、令和 7 年 3 月に、大人を 550 円に、中人は 220 円に改定しました。また、小人は 100 円で、平成 26 年 9 月に改定されたものです。

なお、国では、5 年ごとに「住宅土地統計調査」を実施しており、その中で自家風呂の有無が調査されてきましたが、平成 25 年の調査から、自家風呂の有無が調査項目から外され、現在に至っております。そのため、お風呂のない世帯についての最新のデータは平成 20 年調査結果の 1.0% となっており、現在では、1% を大きく下回っている可能性が高いと考えられます。

21 ページを御覧ください。

こちらは県内の公衆浴場の廃業状況でございます。廃業理由について、1 施設で複数の理由を挙げている場合があるため、このページにおいては、延べ軒数を表示しております。

上段の表は、令和 2 年度から令和 6 年度の過去 5 年間の理由別・廃業状況でございます。下段の表は、令和 6 年度の理由別、市別の廃業状況でございます。内容は資料に記載のとおりです。

23 ページを御覧ください。

事前にお渡ししている資料をお持ちの皆様には、事前にテーブルに準備させていただきました。一部修正がありましたため、23 ページとその解説の 24 ページは差し替えになります。

そのため、机上にありましたこちらの資料を御覧いただければと思います。本日資料をお

忘れになって予備をお持ちの方については、中にすでに入っておりますので、そちらを御覧ください。

23 ページと 24 ページの資料について説明させていただきます。

こちらは全国の公衆浴場入浴料金の一覧表でございます。調査時点で本県の大人料金は大阪府に次いで、東京都と並び全国で 2 番目に高い額となっております。

なお、令和 6 年度の神奈川県の協議会開催日からの約 1 年間で値上の決定をしたのは、神奈川県を含め全部で 13 道府県となります。

そのうち、神奈川県を含む 8 県が中人または小人、もしくは両方の料金を改定しました。

続きまして 25 ページから 26 ページは、県・市の公衆浴場対策事業の内容でございます。内容は、資料に記載のとおりでございます。

資料についての説明は以上でございます。

### 【張会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から、入浴料金原価計算書及び入浴料金改定案資料の説明がありましたが、入浴料金の改定について協議して参りたいと思います。それでは、営業者代表、利用者代表、学識経験者の委員の方から順次に、御意見をいただきたいと思います。それではまず営業者代表委員お願いします。

### 【安田委員】

まず今年の 3 月に入浴料金を改定していただきましたが、その後の経過としてやはりガス代、電気代、物価そして人件費の高騰が依然として続いている、経営的には思わしくないということで、検討を重ねた結果、先ほど言った料金に改定していただきたいということです。そして令和 6 年度に重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）ということで燃料の高騰対策の補助を受けておりましたが、今年度の 4 月からはストップしたままでます。

そして今月の 12 日に全浴連（全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会）の理事会に出たところ、重点支援地方交付金が支給されるという情報を得ましたので、是非とも今年度も補助金を継続していただきたいと考えております。

中人小人の料金に関してですが、これも昨年度、久しぶりに値上げということで申請をいたしました。もう少し反響があるかと思ったのですが、何の反響もなしに過ぎていているので、ちょっと驚いております。中人小人の料金に関しては、少子化対策もあって平成 12 年から 14 年間据え置きでした。そして平成 26 年に 20 円ずつ値上げをして、それからまた 10 年間据え置きにしておりました。しかしながら、いくら自助努力で料金を据え置きしても、一向に中人、小人の来客数は増えません。

ですから、料金の据え置きということに関して、利用者にとってはさほどインパクトはないのではないかなど思います。

先ほどの資料にもありましたとおり、体験入浴とか親子ふれあいとか、子育て支援事業と

か色々な自助努力はしておりますので、このように独自のサービスを展開していかなければ、利用者様にインパクトのあるものと考えていただけないのではないか、と考えています。

そのためにも、他の業種のように、大人料金の半分に近い料金に、中人料金を近づけていきたい。それのまた半分の料金に、小人料金も近づけていきたい。というふうな希望をもつてこのような料金体系にいたしました。以上でございます。

### 【張会長】

ありがとうございます。次に、利用者代表で御意見のある方は御発言をお願いいたします。

### 【清水委員】

料金改定の①～③を拝見しまして、例えば大人と中人、子どもを連れてまいりますと、改定案③ですとちょうど1,000円になりますね。それよりは、真ん中の950円という、1,000円出して少しおつりがくるという方が、利用する側としては、「値上げはしたけれど…」というところになるかなと、この資料を読んだときに思いました。

ただそれですと、やはりまだ半分くらい不足額が残ってしまうということなので、その辺はお話を聞いていると、改定案③もやむを得ないのかなと思います。

やはり推定ではありますけれども、お風呂のない世帯も1%くらいはいるのかなと思いますと、そのお風呂のない世帯の方たちがお風呂に入るとなると、やはり子どもたちが優先になるのではないかと思うと、その料金を上げてしまうというのは、なかなか厳しいものがあるのではないか、と少し思いました。以上です。

### 【安田委員】

家族で入ると1,000円近いということだったのですが、神奈川県に関しましては、大人1人につき小人は2人まで無料というような制度がございまして、なおかつ中学生に関しましては、学生証を見せていただくと100円引きといったこともありますので、それらの制度を使っていただきますと、小人については両親がいますと4人まで無料ということになります。

### 【中牟田委員】

今年も補助金をいただけるということですが、その金額はまだわからないのでしょうか。

先ほどのお話ですと、本当に今、光熱費やら私たち家庭でも補助がいただけるとか承知しているところですが、本当にお風呂は燃料がかかりますよね。現時点でのどのような感じになるのかによって、入浴料金を値上げするのかが決まると思うのですが。

### 【安田委員】

先ほど申し上げたとおり、昨年はそういった補助があったのですけれど今年は4月からストップしていると。

**【中牟田委員】**

先ほどそれがいただけるとおっしゃっていたようですが。

**【安田委員】**

それがまだ決まっていません。

**【宮崎生活衛生課長】**

物価高騰対策の補助につきましては、これまで国が交付金を活用いたしまして、燃料費ですとか電気代の高騰分の一部補助を実施してきたところでございます。今後も国の動きを注視いたしまして、予算確保に向けて検討してまいりたいと考えています。

**【中牟田委員】**

補助はまだ決まってないのですよね。

今先ほどのお話でも、御両親につきお子様4人まで無料等とおっしゃっていましたので、そしてあんまり上げても来なかつたとおっしゃっていたので、致し方ないかなとは思います。

**【安田委員】**

逆に言えば、今の据え置きのままでいてもいただけないんですけども、料金が値上った方が、無料の価値が上がるといったところがありますよね。

**【張会長】**

続きまして、学識経験者の委員の皆様で御意見のある方は御発言をお願いいたします。

**【原委員】**

廃業数が目立つなと思います。その辺の問題点として施設の老朽化や後継者不足によるというのが明記されておりますが、なかなか新規で公衆浴場はできないと思っているのですけれども。その中で、やはり災害に強いのが公衆浴場だと思っていて。

今、570円くらいのお値段だったのですけれども、11ページの「予想される問題点」では、公衆浴場の経営は改善されるが、利用者の減少という問題点があるのですけれども、昨年の改定後も徐々に廃業されていったのか。もしくは12ページの40円引き上げればプラスになるということですが、その中で570円というのは銭湯の皆さんおっしゃられているとのことなのですが、その辺苦渋の決断だったのかな、と。

**【安田委員】**

まず1つは、今年大阪では600円という値段が出ました。それで、その後東京都がどういった動向になるのかなと思っていたら、550円で据え置きといった形になりました。非常に、この2つの料金というのは、注視しました。東京都と大阪府の行政の取り組み方が全然違う

のだと常々感じています。それを思うと神奈川県は中間なのかなと感じています。

もう1つは、今年の3月に料金値上げさせていただいたのですが、今お願いしております料金の改定は来年の3月に向けてお願いしております。

やはり1年間に2回も改定があるのはなかなか厳しいものがありますので、そこはやはり1年たった3月まで待って値上げをしたいというところあります。

先ほど申しましたとおり、今590円まで上げればなんとかなるんじゃないかとおっしゃりましたが、我々としては、商売している中で、お客様との毎日の関係を見ていると、どうしてもそこまで値上げするのはちょっと切ないな、という気持ちがあります。

また神奈川県内でも、「このままでいいよ、値上げしなくていいよ」というところと、「いやいや600円くらいまで上げてよ」というところと様々です。

それはどういうことかと申しますと、ガスを燃料に使っているところは、とてもじゃないがやっていけないというようなことで、600円まで値上げをしてくれと。逆に言うと雑燃を使用しているところは、燃料費の値上げというものが感じられないで、「そのままでいいですよ。お客様が来やすいような料金でいきましょうよ」ということになります。ところが今7割近くが、ガスで営業しております、どうしてもそちらの3割の意見の方でいこうというようにはなりません。そういうところもあるということも踏まえて、570円までに抑えてという形で今回の答えが出ましたので。そういったところが根拠となります。

### 【平野委員】

拝聴していて、改定案③は仕方ないのかなと利用者さんからのお話がありましたけれども、そうなのかなというふうに感じました。昭和型の公衆衛生の在り方というのは、令和では難しいかなという中で、健康増進や地域コミュニティをつくっていくというところで公衆浴場が使われているという中でも、公衆浴場の付加価値を高めていくといった工夫もされていると改めて教えていただいたと思うので、先ほども災害時のお話もありましたけれども、災害協定を結んでいくとか、付加価値をつけていく等、もう少し自由に現場の皆さんのが活動できたりとか、付加価値をつけていくとか動いていくことになると更なる動きとかが必要になっていったりするのではないかと思うのだけれども、どういう手助けがあれば、付加価値をつけたり地域コミュニティの活性化に寄与したりとかに繋がっていくのかということを、現場の方の経験とか感じてらっしゃることをお聞かせ願いたいです。

### 【安田委員】

先ほど災害の協定云々という話が出ましたが、災害時に浴場を使っていただくということは各市町村の判断で決まっているところが多いのですが、まず1つは、災害が起こったときに、その建物自体に何かあったのではそういう話にならないのです。なので、耐震性にしろ何にしろ、災害に耐えられる設備にするためには、どうしても設備費が膨大になりますので、設備の援助を極力お願いしたいというところあります。

### **【杉山委員】**

自分の意見を述べる前に一つ確認というか質問をします。前提として、「料金改定も仕方がないのかな」という意見がありましたけれども、私は「仕方がない」とは思っていません。

やはり経済というのは生き物でありますから、その時代時代、特に今物価高騰というワードのように、まさしく銭湯にもそれに対する支援策をいろいろ講じている、あるいは議論しながら手探りしているそれはもう納得で、ある意味で、改めてお伺いします。

2点ほど確認したいのですが、先ほど利用者代表の方から、お子さんを連れてきて 1,000 円だという話もありました。それに対して理事長の方からは、実は親御さんとくればお子様は無料なんですよ、と。ということに対して利用者さんの考え方はどうなのか。よく指摘されています。

それと、例えばお米なんかも高騰ということですね。そういうことに対してももちろん組合さんとしては様々な形で自助努力をされています。そういうことに対してはさっきの情報といいますか、お米に対してはお米券、お風呂で言えば、お風呂券といったクーポン券なんかは発行されているのか。その2点を教えていただけますか。

### **【安田委員】**

まず、無料という形というのは、残念ながら知れ渡っていませんね。たまたま来て、大人と子ども2人「未就学の方は無料なんですよ」というと、「ああラッキー」ってな感じでいらっしゃります。ですからそういうことに関して、もう少し周知してもらう努力をしていかなければならない、ということは考えています。

もうひとつ。クーポンに関してなんですが、なかなかクーポンという形では出しづらい料金体系ですね。それに対して値上げをしたときに、神奈川県共通の入浴券というものがあります。それは一律今までですと 30 円引きです。今回もこの値上げに対して、30 円引きでまた入浴券を継続していくというような形で取り扱っておりますので。これも知っていただいて、ただ 10 枚づりなので、どうしても 5,000 円くらいかかるので、それを消費していただければ、1 回につき 30 円ずつ値引きということになりますので。今回は 570 円にしても、30 円値引きとなると、540 円という形で、前回の 550 円よりも 10 円また安いという形になりますので、一度御利用していただければな、と思います。

### **【張会長】**

神奈川県のクーポンはどこで購入できるのですか。

### **【安田委員】**

各浴場と神奈川県の組合です。神奈川県共通なのでどこでも神奈川県であれば使えます。

### **【張会長】**

銭湯に行けば売っているということですね。

**【杉山委員】**

値引きの原資はあるのですか。

**【安田委員】**

原資はないです。結局これは日常通ってくれている、頻度の多い方が、いきなり値上げは困るということになるので、入浴券というものを、何十年も、その都度 20 円、30 円と提供しているものです。原資というものはないです。

**【張会長】**

みなさんの自助努力ということですね。

**【安田委員】**

そうです。自助努力です。

**【張会長】**

こういうクーポンは購入するというものではなくて、いただいていても値段は安いということですか。

**【安田委員】**

いただいてというのは。販売しています。10 枚つづりになっています。

**【事務局】**

今話題に上がっております件について、事務局が配布しているものが、組合さんが作成された要望書になります。そちらに詳細が記載されているということですので、こちらも参考にしていただければと思います。

**【木佐木委員】**

私からも昨年もこの議論の中で、東京都と神奈川県の支援の違いが議論になったのかなと思います。

昨年は私から、当時の大島課長に、経常費の補助に対して、運営費は補助できないのかというお話ををして、検討するというような答弁が議事録にも残っていますが、どういった検討がなされたのか、県として公衆浴場の運営費に対する補助を本当に検討したのかということを伺いたいです。

物価統制令を受けている実質唯一のものがこの公衆浴場だといわれている中で、ここに意味があるのだと思うのです。感染症のコロナを経験したときに、改めて公衆衛生が大事だということにみなさん感じられた中で、やはりそれを守っていく、その広い砦的な役割が公衆

衛生にあると思いますし。

私も地元を歩いていると、高齢者がたくさん住んでいるような住宅ではやはりお風呂がなくて、という話も聞きますから。そういう人たちが週に何回入れるか、とりわけ利用客の頻度を見ても、リピーターの方々が8割近くを占めていて、そういう人たちがいかに通いやすくできるかということが非常に大事だと思っています。

私も現下の状況で値上げはやむを得ないだろうし、やはり公衆浴場の皆さんを潰すわけにはいかないと思うので、それ自体に反対するつもりはありませんが、やはり問われているのは、行政が物価統制を課しているわけですよね。いわば自由に値上げをしないようにさせているにも関わらず、その利用料金というか収支の苦しさを、利用者側と事業者のどちらかに押し付けるような構造に、まだなっているんじゃないのか、ということに問題意識を持っています。

公衆衛生なんて、いろはの「い」というか未病の「み」にあたるような最も大切な健康づくりの一番地だと思うのですけれども、ちょっといただいた資料で大体ひと月75,000円くらいの赤字で、県内109の公衆浴場があるという記載があったので、これを単純に計算すると、大体年間98,000,000円くらいで赤字の不足分を埋める金額になるわけですね。で、未病の予算として、公衆衛生に必要な予算として、神奈川県の2兆円とか3兆円の財政規模からして、本当にそこに、運営費に予算を投じることができないのかというと少なくとも私は十分あるのではないか、と思います。

昨年度の議論を経て、私は経常費、運営費の補助に対する、何らかの検討あるいは取組みというのはあったのかどうかということについて、教えていただきたいと思います。

#### 【宮崎生活衛生課長】

ただいま木佐木委員からいただいたことにつきましては、昨年の協議会の場でお話いただきましたので、課題として認識しています。過去遡りますと、今は廃止されているのですが、神奈川県公衆浴場確保対策事業費補助金というのがあります。それは一部光熱水費を補助するという、運営の補助といえるような形のものがありました。これは平成26年度に廃止されていたということでございます。

詳細な資料が残っていませんので、具体的な廃止の理由はわからないのですが、残っている資料を確認しますと、この補助事業自体が、周辺に競合する他の浴場がないことですとか、1日あたりの入浴者数に制限を設けておりまして、対象となる浴場が少なかったというところもあって、客観的に推定するに、今109件ありますが、当時はもっと多かったというところもあります。その後ハードの部分にシフトしたというところがあるのかなと認識しております。

昨年、委員の方から御指摘いただきましたことにつきましては、課としても課題として認識しております。ただやはり今あるハードの補助金というのを、これを確保するというのを優先しながら、要望いただいたことについても実現できるかということについて内部で検討したところですが、最終的にはハードの部分だけというのが現状として予算が確保できた

というところでございます。

ただ課題としての認識は持っておりますので、引き続き予算確保に向けた検討は続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

### 【木佐木委員】

感想だけ。確保に向けてがんばっていただきたいのと、やはり先ほど耐震化の話もあって、耐震化をするにも儲け出てこないと、自ら必要な耐震をすることもできないわけですから、是非そこに対して経常的に利益が上がるような支援をしていくことが必要かな、というのと、提供された資料の 23 ページの公衆浴場の料金の一覧を見ると、下から 4 県、沖縄県以降は 300 円台と、料金にこんなに差があるのかとすごくびっくりしたんですけど、沖縄、宮崎、茨城、山形は平成 18 年、20、10、7 年と、かなり昔改定したきり、改定しなくて済んでいるのかどういう事情があるのかわからないのですけれど、非常に低廉で入れる状況を県民に提供していると。是非こういった県の状況も調査していただき、必要な支援が行われているのであれば真似ていただきたいし、神奈川県では到底無理だということであればなかなか参考にはならないのかもしれませんけれども。こうした状況もこうした会に情報提供していただければと思います。以上です。

### 【安田委員】

大変貴重な御意見ありがとうございます。色々と判断の部分は難しいとは思いますが、今年も銭湯応援隊なるものを作っていただき、ソフトな部分で非常に意見交換ができたことはありがたいところではあったので、今後もまた続けていっていただきたいと思います。

### 【田中副会長】

営業努力していらっしゃらないとは思っていないですし、むしろ存続のためにはこの程度の値上げは仕方がないのかなと思っています。

利用者代表の方から、案 3 でいいというような意見があったので、なら案 3 でいいではないかと。580 円でいいじゃないかという話もあったので、それでいいのではないかと思うのですけれども。

3 ページに出ている原価計算書で、令和 6 年実績と令和 7 年実績と入浴料金収入と、頭の数字がぴったり同じになっているのですけれども、これ令和 7 年にも値上げをしているのですけど、それなのに一致するというのは何が理由なのか。それは事務局に説明してもらいたいと思いますけど。

令和 7 年の推計値が令和 6 年と一緒にでしょ。こういうことが通用するなら、値上げを認めても意味がないんじゃないですかってことになりませんか。

収入改善していないんだから。収支が改善していないなら分かりますけれど。収入改善もないのであれば、値上げする必要がないということになりませんか。

### **【事務局（環境衛生G L）】**

こちらにつきましては、例年、前年度実績を基にそのままということにさせていただきました。今、田中副会長からいただいたこともございますので、資料のつくりにつきましては、また次回改めて内容を精査させていただき、検討させていただければ、というところでございます。現状でいえば、この数字でしか出していないので、具体的な理由として「こうですよ」とは言えないのですが、今いただいた御意見をもとに来年度以降は資料のつくりについて、検討させていただければと思います。

### **【田中副会長】**

こここの数字が動いてきちゃうと、赤字の推計がちがってきちゃうので、議論のベースがないということになりませんか。

### **【張会長】**

私の認識ですと、推計というのは令和6年の実績から推計したので、まだ実績値ではないんですね。推定値なのでどのタイミングでどの推定値を出したのですか。同じページの(1)だと令和7年4月に実施したつまり今年の期首、今年の推計した数値をそのまま使っているのですかね。

### **【事務局】**

今の田中委員の御指摘については真摯に受け止めます。ここを同額に置いているところですけれども、9ページにこちらに公衆浴場の算出方法というところで、一週間営業者さんに御協力いただいて、実際の利用者数から算定しています。この金額の算定でいくと、実際に1週間で利用された人数から年間の推計値を出すと、令和7年の想定金額は逆に低くなるということも想定されると。そういうことからすると、ここについては出し方がなかなか難しい。苦慮するところです。ですからその影響を加味して、とりあえずここは同額を置いています。ただ、実際にどういう推移になるかはもう少し分析をしていれば精緻な数字が出てくる可能性がありますので、今回についてはこうしたことも加味して同額をおかせていただいたと御了承いただければと思います。

### **【田中副会長】**

東京都よりも高い金額を決めようとしているんだから、お隣の都道府県よりも高くしようとしているんですから、もう少し精緻にやった方がいいんではないですかね。104万円という数字を入れるんでしたらそれでもいいですよ。こんなに大変なんだって収入が。でもそれが値上げしたのに何で減るわけ、ということが全然説明できていないことになるので。それで東京よりも高いというのはなんか、まともな議論しているとは思えないんですけどね。

**【事務局】**

そこの数字が粗いということについては、御指摘は真摯に受け止めます。

**【鳴村委員】**

今の田中先生の御指摘はごもっともだと思います。その中で、今までの過去も含めて現在の状況というのは組合さんの自助努力だというのは、我々協議会の中でも認識すべきことだと思います。数字については改めて精査していただくということで。これは協議会として、しっかりと物申し、今回の料金改定について改めて方向性を切り開ければと思います。

**【田中副会長】**

私は改定案3でいいと思うのですけれども。利用者サイドからそう意見がでていましたので。事業者さんの努力もまったくその通りだと思いますので。

**【杉山委員】**

この資料、一番最初に県に来たのがこの10月1日の要望についてで、この資料は11月17日、まさしく今日の要望ですよね。旧と新の、この11月17日、今日の時点での要望書は、これはやはり、我々が席に着いた時点で配布されるべきであると私は思います。その中でこれを見ていくと、先ほど原委員が把握された災害の有無だとか色々な形で要望がありますけれども、現状報告ということで様々な自助努力といいますでしょうか。様々な事業に対して、様々な施策を行っているというようなことも書いてありますので、そんなことも是非議論していただきたいと思います。私としては、この11月17日時点の料金改定は賛成したいと思います。

**【張会長】**

補足説明させていただきますと、次第の2がこの要望書の説明資料だったと思います。次第のその他になるので、今後事務局で調整をお願いできればと思います。

**【張会長】**

委員の皆さんのお意見の大勢が、料金改定となっているようですので、もし異論がなければ本協議会の意見としては、案②の大人料金は20円引き上げの570円、中人料金は30円引き上げの250円、小人料金は30円引き上げの130円とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

**【安田委員】**

改定案②でお願いいたします。

**【田中委員】**

案③はだめでしょうか。利用者が案③でいいと言っているのですから、案③でいいと思うのですが。

**【安田委員】**

組合員の 100 いくつありますて、検討したわけですけども、上と下とありますて、大体 57 ~58 件と、40 何件か、そのぐらいの僅差なのですね。なので、580 円というところが多かつたわけですが、それを完全に無視してそこまで引き上げるのは難しいなという組合の答えになりました。ですから 570 円という形にしたいと。

**【田中委員】**

組合がいいとおっしゃるならそれでいい。

**【安田委員】**

あとはどうして東京都がそういう値段になったのか、をもう少し考えてみてください。

**【張会長】**

補助額が多いからじゃないですか。

**【安田委員】**

多分そうだと思います。

**【張会長】**

ありがとうございます。そうしますと、やはり改定案②でよろしいでしょうか。

令和 7 年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会では、統制金額を「大人料金は 20 円、中人料金及び小人料金はそれぞれ 30 円の引き上げ」との意見のとりまとめをさせていただきます。

## 5 議題（2）「その他」

**【張会長】**

「その他」の議題（2）につきましては、事務局から何かありますでしょうか。

**【宮崎生活衛生課長】**

事務局からは特にありません。

**【張会長】**

ありがとうございます。事務局からは特にないことですが、神奈川県公衆浴場組合の

方からはどうでしょうか。

**【安田委員】**

特にありません。

**【張会長】**

今回も熱心に議論していただきまして、感謝しております。これにて、令和7年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を終了とし、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

**【宮崎生活衛生課長】**

張会長、円滑な議事の進行ありがとうございました。また、皆さまにおかれましても、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

いただきました御意見に基づき、今後、事務局で手続きを進めさせていただきます。

なお、新しく就任された方もおられますので、最後に申し伝えます。神奈川県知事により最終的に改定額が承認された場合、神奈川県公報にて告示を行います。それまでは本協議会の資料の取扱い及び協議された内容については他言なさらないよう十分御注意ください。

それでは、これをもちまして本日の神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会は閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。